



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

前期損益修正に代えて更正の請求をすることの可否  
～制限超過利息分 1兆3800億円の過払金返還請求～

平成18年1月13日最高裁判決の言渡し以後、貸金業を営む者に対する顧客からの制限利率を超えた利息分の過払金返還請求権の行使が急増しました。今回は、顧客の請求により資金繰りが悪化したため、更生手続開始の申立てをした更生会社の管財人が、法人税の確定申告において益金の額に算入した制限超過利息等は過大であるとして、更正の請求をした事例を紹介します。

金額の大きさとともに、還付等が認められれば、顧客への過払金の返還に充てられるということで、注目されていました（平成25年10月30日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコードZ888-1839）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

更生会社A社は、更生手続において、総額約1兆3800億円のいわゆる過払金返還請求権に係る債権が更生債権として確定したことから、A社の管財人である原告が、各事業年度において益金の額に算入された金額のうち更生債権に対応する利息制限法所定の制限を超える利息及び遅延損害金に係る部分は過大であるとして、更正の請求をしました。この事案は、原告が、税務署長の更正をすべき理由がないとする通知処分を不服として、主位的に、通知処分の取消しを求め、予備的に、民法703条に基づき、原告が還付を受けるべき金額に相当する金額の不当利得の返還を求めるものです。

<裁判所の判断>

裁判所は、次のとおり判断し原告の請求を棄却しました。

- 1 法人税法は、法人が存続し成長することを目指して経営されるものであることに照らし、人為的に期間を区切って会計の計算をする必要があることを前提とした上、このようにして区切った期間である事業年度に帰属する収益と当該事業年度に帰属する費用又は損失とを対応させ、その差額をもって法人税の課税標準である所得の金額とするものとし、当該事業年度の収益又は費用若しくは損失については、当該事業年度に係る確定した決算に基づき、その発生の原因の実際の有効性等のいかんを問わず、これを認識するものとして、当該決算に基づき上記のように計算した所得の金額及びこれにつき計算した法人税の額が記載された確定申告書の提出により当該事業年度の法人税の額が確定されるとしているものと解するのが相当である。
- 2 各事業年度の収益又は費用若しくは損失について、企業会計原則においては、過去の利益計算に修正の必要が生じた場合に、過去の財務諸表を修正することなく、要修正額をいわゆる前期損益修正として当期の特別損益項目に計上する方法を用いることが定められていることは、法人税法22条4項に定める公正処理基準に該当すると解するのが相当である。
- 3 更生手続において、過払金返還請求権に係る債権が更生債権として確定したことに伴い、各事業年度において益金の額に算入されていた制限超過利息につきその支払が利息等の債務の弁済として私法上は無効なものとする取扱いとなることが確定したとしても、それについては、各事業年度の後である平成22年4月1日から更生手続の開始の日である同年10月31日までの事業年度の確定した決算に係る損益計算書に「特別損失」中の「過年度超過利息等損失」として2兆2469億5120万2618円が計上されていること等を踏まえ、本件各事業年度の法人税の確定申告に係る課税標準等又は税額等の計算に遡及的に影響を及ぼすものとはいえず、当該事由をもって、本件各事業年度の法人税の確定申告に係る課税標準等又は税額等の「計算が国税に関する法律の規定に従っていないこと」になるとはいえないというべきである。  
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判18頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第253号(平成26年8月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628